

【令和7年4月1日～】

NHK、県内放送、その他
地デジチャンネルおよび
行政自主放送を視聴する
ための手続きです！

ケーブルテレビの手続きについて

佐伯市のケーブルテレビは、市が運営する行政エリアと(株)ケーブルテレビ佐伯が運営するCTSエリアの2つに分かれており、お住まいの地域によって手続きが異なります。

● 行政エリア・・・上浦、本匠、宇目、直川、米水津、蒲江（深島・屋形島）地区

お手続きは、本庁（4階70番窓口 情報推進課）もしくは各振興局にて
お願い致します。

転入

- ・ケーブルテレビに加入する場合

提出書類：情報ネットワーク施設加入申込書

※工事のためには加入負担金（26,180円）が必要です。

（アンテナではテレビ受信が難しいエリアが多いため、事前にご相談ください。）

転出

- ・ケーブルテレビを脱退する場合

提出書類：情報ネットワーク施設脱退届

※手続きをしないと、月額1,430円の使用料が毎月必要となります。

- ・名義人が変わる場合

提出書類：情報ネットワーク施設継承届

※転出後も引き続き視聴する場合に、視聴しない期間がある場合については、
休止をすることも可能です。

休止をする際は別途手続きが必要です。（休止中は、使用料がかかりません。）

転居

- ・転居前の脱退および転居先（行政エリア内に限る）の加入の手続きがそれぞれ必要です。

その他

- ・行政エリアでも(株)ケーブルテレビ佐伯のサービス（インターネット、多チャンネル、
ケーブルライン等）を受けることができます。その際は、(株)ケーブルテレビ佐伯にお
問い合わせください。

（お問い合わせ先）

佐伯市役所 総務部 情報推進課 ケーブルテレビ係 4階70番窓口（0972）22-3645

上浦振興局 地域振興課（0972）32-3111 本匠振興局 地域振興課（0972）56-5111

宇目振興局 地域振興課（0972）52-1111 直川振興局 地域振興課（0972）58-2111

米水津振興局 地域振興課（0972）35-6111

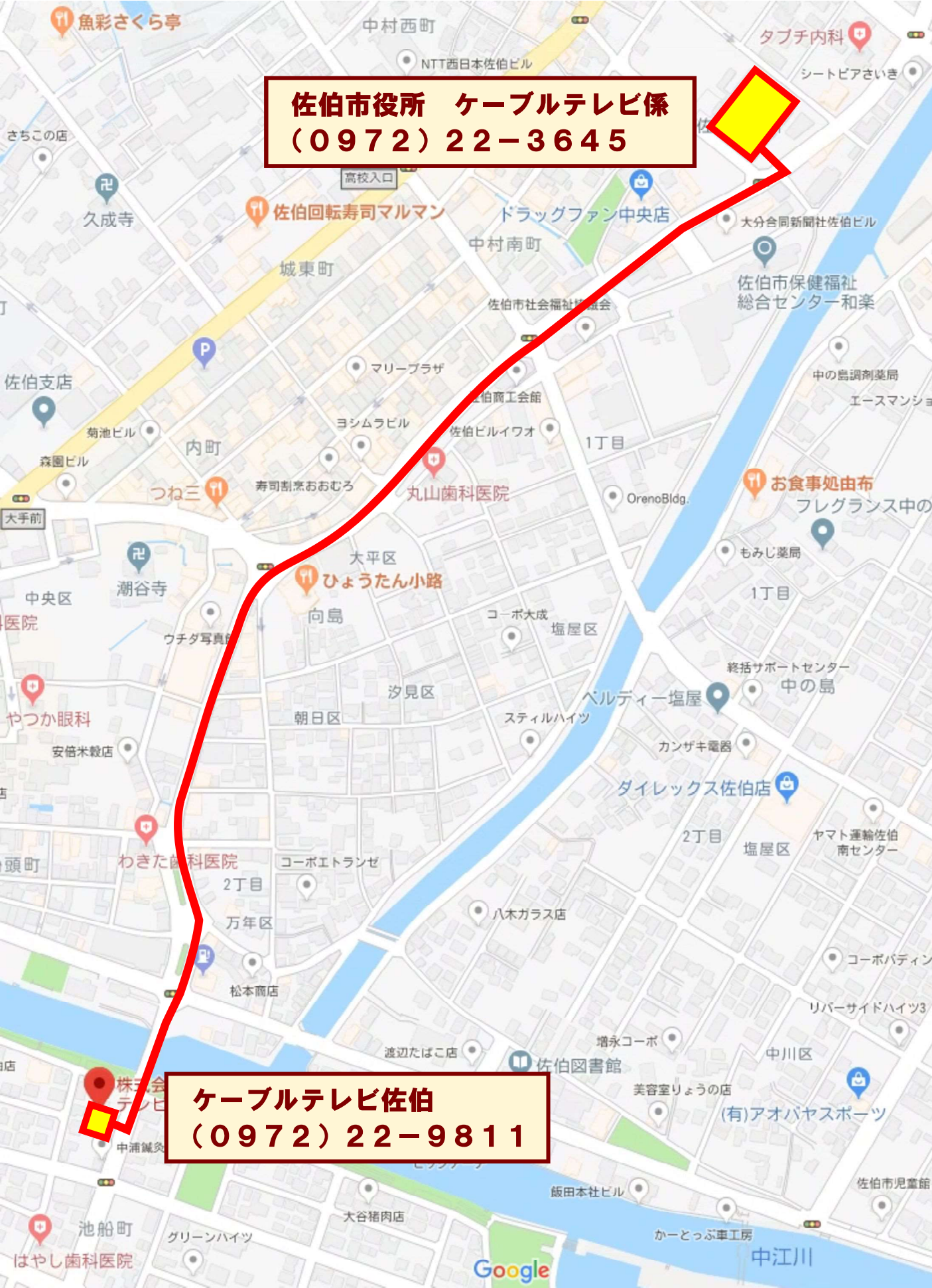
● CTSエリア・・・旧佐伯市、弥生、鶴見、蒲江（離島を除く）地区

お手続きは、(株)ケーブルテレビ佐伯にてお願い致します。

※(株)ケーブルテレビ佐伯については、裏面地図をご覧ください。

（お問い合わせ先）

(株)ケーブルテレビ佐伯 （0120）20-9811 または（0972）22-9811



佐伯市役所 ケーブルテレビ係
(0972) 22-3645

ケーブルテレビ佐伯
(0972) 22-9811